■市・県民税の申告

◆**申告が必要な人**

平成19年1月1日現在市内在住で、次のいずれかに当てはまる人

①営業や農業などの事業所得がある人

②事業主から市へ給与支払報告書が未提出の人(日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください)

③配当・譲渡・大工・左官・地代・家賃などによる収入がある人

④給与、公的年金以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

※国民健康保険加入者は、所得の有無にかかわらず、必ず申告してください。申告がないと、保険料の軽減措置を受けられないことがあります。

また、昭和18年4月1日以前生まれの人とその人と同一世帯の人は、介護保険料の算定の資料となりますので、収入がなくても申告をお願いします。

◆**申告が必要ない人**

①平成18年分所得税の確定申告を行う人

②勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人

③平成19年1月1日以前に亡くなった人(市・県民税は課税されません)

申告に必要なもの

◇**印　鑑**(朱肉を使用するもの)

◇**申告書**(税務署・市から届いていない人は、申告会場にあるものをご利用ください)

◇**収入を証明するもの**

①給与所得者…源泉徴収票(必ず発行してもらってください。コピーは不可)

②年金受給者…公的年金などの源泉徴収票(必ず発行してもらってください。コピーは不可)

③営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人……収支内訳書

④大工・左官・縫製などの人……賃金支払明細書(必ず発行してもらってください)

◇**控除を証明するもの(領収書・証明書がない場合は控除できません)**

①生命保険料(一般用・個人年金用)・損害保険料の控除証明書

②国民年金保険料などの支払証明書

③医療費の領収書

④その他控除を受けるのに必要なもの

お願い

・当日は、控除額の計算や申告書の書き方についての説明を受けながら、ご自身で申告書を作成の上、提出していただきますので、収支内訳書の作成や医療費の合計額などは事前にまとめていただき会場へお越しください。

■所得税の還付申告を受け付けます

給与所得者や年金受給者で確定申告によって平成18年分の所得税が還付される人を対象に、確定申告期間の前に受け付けを行います。

○**とき**　2月7日(水)・8日(木)・9日(金)
午前9時30分～正午
午後1時～4時

○**ところ**　文化会館3階第1展示室

(1)住宅借入金等特別控除を受けようとする人(平成18年中に住宅ローン等を利用してマイホームを新築・購入・増改築等をした人)

○**必要なもの**

(新築または購入の場合)

・平成18年分の給与の源泉徴収票(源泉徴収税額のある場合のみ控除対象)

・住民票の写し

・家屋の登記事項証明書

・請負契約書(写し)、売買契約書(写し)

・住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

注意：家屋と敷地を併せて取得した場合は、右記以外に

・敷地の登記事項証明書

・敷地の売買契約書(写し)

(増改築等の場合)

・右記以外に建築確認通知書(写し)、検査済証(写し)、増改築等工事証明書

(2)医療費控除を受けようとする人(平成18年中に支払った医療費の合計から保険金等で補てんされる金額を引いた額が、総所得金額の5％(最高10万円)を超える場合、その超える額が医療費控除の対象)

○**必要なもの**

・医療費などの領収書(医療機関別または医療を受けた人別に集計を必ずしておいてください)

・保険などから補てんされた金額を証明する書類

(3)年金受給者

○**必要なもの**

・平成18年分の公的年金の源泉徴収票

・生命保険料・損害保険料の控除証明書

・国民健康保険料等の支払金額の分かるもの

※いずれの場合も左記のものをご持参ください

・印鑑、申告者の口座番号の分かるもの

・筆記用具、計算用具

・その他控除を受けるための書類(国民年金保険料控除証明書など)

【注意事項】

・申告会場ではコピーサービスを行っていませんので、写しとなっている書類は必ずコピーをご持参ください。

問い合わせ

関税務署　個人課税　0575・22・2237

市役所税務課市民税係　25・2111(内線213・214)